

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間 : 令和3年11月20日(土)から同年12月20日(月)まで

■ 意見提出件数 : 5件 (法人・団体: 5件)

■ 意見提出者 : (意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	JCOM 株式会社
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社

**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
に対する意見及びそれに対する考え方**

意見	考え方	修正の有無
意見 1 引き続き既往契約の解消に取り組むが、総務省においても積極的な周知を行うべき。	考え方 1	
○ 当社は、ギガホプレミア、ahamo 等の新料金プランの提供、利用者一人ひとりのご利用状況に応じた適切な料金プランのご案内等により、既往契約から改正法適合プランへの円滑な移行を進めてきたところです。 引き続き当社は、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、自主的・積極的に取り組んでまいります。 ○ こうした事業者の取組を後押しするため、本改正案の「既往契約の更新に係る特例（3G 契約に係る部分を除く）を 2023 年末をもって廃止するものとする」ことについて、総務省においても積極的に周知を行って頂きたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 今回の省令改正を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」といいます。）の施行前に締結された同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 27 条の 3 に適合していない契約（以下「既往契約」といいます。）を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、事業者と協力して利用者への周知・広報に取り組み、できる限り令和 5 年末までに既往契約の解消を図ることが望ましいと考えます。	無
意見 2 本省令案に賛同。総務省においては早期の既往契約の解消に向けて、引き続き状況を注視し、必要な取組を行うべき。	考え方 2	
「競争ルールの検証に関する報告書 2021」を踏まえ、既往契約の更新を認める特例（3G 契約に関する部分を除く）の令和 5 年度末での廃止、その間における既往契約の不適合拘束条件の適合に向けた契約変更の容認を目的とした本省令の改正案に賛同いたします。MNO の既往契約の解消は、高額な違約金の負担なく利用者による解約と他社への移行を促すために重要であり、それによりスイッチングコストの更なる低廉化と利用者の流動性確保が図られるものと考えます。総務省においては、MNO による既往契約解消に向けた更なる取り組みを注視し、早期に既往契約の事業法適合契約への移行が完了するよう促すことが重要であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ○ 電気通信事業法第 27 条の 3 の規律に適合しない契約が多く存在することは、MNO と MVNO 間の競争条件として対等とはいえず、この点、利用者が自由にサービスを選択できる環境、および公正な競争環境のさらなる確保のために早期に既往契約の解消を図	○ 本案への賛同の御意見として承ります。 ○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考えます。	無

ることは有効であると考えますので、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、既往契約の解消に向けた事業者の取り組み状況について注視いただくとともに、既往契約のさらなる早期解消に向けた促進施策や潜脱行為の指摘等、状況に応じて必要な取り組みを行っていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
「囲い込み効果の高い既往契約」（「競争ルールの検証に関する報告書 2021」P27）の解消は事業者間のより公正な競争環境の実現に資すると考えられることから、その早期解消は喫緊の課題であると考えます。 この観点から、「既往契約の更新に係る特例（略）を、令和5年末をもって廃止する」（別紙1P7）とともに、「既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるよう規制緩和を行う」（同P8）ことに、強く賛同します。 また、既往契約の最終的な解消時期を政策目標として設けることにも賛同いたします。一方、その時期については、上述のとおり既往契約はできる限り早期に解消されるべきことから、例えば令和4年末に前倒しするべきと考えます。加えて、適合契約への移行状況に対する、引き続きの注視をお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見3 MN03社の既往契約の解消に向けた議論については賛同。一方当社については規模も小さいため、制度見直しの対象外としていただきたい。	考え方3	
「競争ルールの検証に関するWG」において、MN03社の抱える既往契約が、市場規模が小さく競争力の弱いMVNOとの公正な競争環境を阻害しているものとされ、その早期解消について議論されてきたこと、および不適合拘束条件（契約期間2年超、違約金1,000円超）を伴う既往契約が、事業法改正後2年を経過してもなお、MN03社において約3,800万件が残存し、その解消について議論がなされてきたことについては賛同しております。 今夏の「競争ルールの検証に関する報告書2021案」への意見募集において当社より、MVNOのMN0に対する市場競争力が相対的に低下している状況について意見を提出し、貴省から「既存大手であるMN03社が、改正法の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約を多く抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいええず、公正な競争環境を整える観点からは、早期に解消するべきものとする」との旨のご見解を頂戴しております。	○ 御指摘の「競争ルールの検証に関する報告書2021」（以下「報告書2021」といいます。）においては、確かにMN03社の既往契約が競争に与える影響について焦点を当てて分析を行っている一方で、既往契約について、MN03社のみが解消を図れば足りるとはしておらず、「事業法第27条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早急に解消する、具体的には、できる限り早急に既往契約を0にすべく関係者においては必要な取組を進めるべきである」、「既往契約を抱える事業者においては、（中略）できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められる」とするなど、既往契約を抱える全ての事業者を念頭にその解消を求める提言がなされていると承知しています。	無

しかしながら、今回の省令改正案においては、MN03 社の既往契約のみならず、事業法第 27 条の 3 の規律指定事業者が対象となり、すなわち MVNO まで対象範囲が拡大されております。WG では MN03 社の問題として議論されており、議論の俎上にも上らなかった一部の MVNO までもが対象とされたことに対し、唐突感を感じております。

また、MNO に対しては既往契約の早期解消に向け、周波数の新規割り当て等のインセンティブも議論されておりましたが、今回対象となる MVNO においてはそのようなインセンティブもなく、一方的に既往契約の解消を求める内容となっています。

当社は MNO の特定関係法人として今回の規制の対象になりますが、市場規模も小さく（市場シェア 0.7%以下）、既に既往契約への新規受付も停止し、法令に適合した新規のプランも発表し、同プランへの自然移行が進むものと考えております。当社のような MVNO については、競争環境への影響が限定的であるため、制度見直しの対象外としていただきたく存じます。

【JCOM 株式会社】

また、既往契約に係る規律の法的根拠となる事業法第 27 条の 3 及びその関係法令においては、MN03 社のみならず、同条の規定に基づき総務大臣が指定する事業者（以下「対象事業者」といいます。）を齊しく規律の対象としていることを踏まえれば、既往契約を抱える全ての対象事業者においてその解消が求められるべきものと考えます。

- ここで、対象事業者については、従前より、潜脱を防止する観点から、MNO の特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）について、その利用者数に関わらず全て対象事業者として指定することとされているものであり、本案による改正によって改正対象の規定の適用を受ける対象事業者の範囲に変更を加えるものではなく、MVNO まで対象範囲が拡大されているとの御指摘は当たらないと考えます。
- なお、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 14 第 2 項に規定する、改正法の施行日以降に対象事業者として指定された事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は更新に関する特例については、もとより適用期間の定めはなく、本案もその点について変更を加えるものではありません。他方、かかる契約についても、事業法第 27 条の 3 に適合していないという点では既往契約と同様であり、同法の趣旨を踏まえれば、事業者において早期解消に向けて取り組むことが適当と考えます。
- また、報告書 2021 においては、既往契約を抱える事業者によるその早期解消を促すための手立てとして、事業者の自主的な取組の対応を今後の周波数割当て等の審査に活用するなどのインセンティブを与えることについての議論がなされていますが、既往契約は、もとより事業法に適合していないものであり、法の趣旨を踏まえれば永続することは望ましくなく、利用者利益の保護の観点からある程度の経過期間を確保する必要はあるものの、対象事業者においては、一定の期間経過後は

	その解消を図ることが求められるものと考えます。今回の改正 は、改正法の施行から2年が経過したことを踏まえ、更に2年 の期間を設けて解消を図ろうとしているものであり、経過期間 としては十分な期間が確保されているものと考えます。	
意見4 総務省において、事業者の周知・広報状況について注視するとともに、自身も積極的 に周知・広報を実施すべき。	考え方4	
別紙1P7には「事業者及び総務省が協力して利用者への周知・広報に取り組む」とあると ころ、「競争ルールの検証に関する報告書2021」によると、「MN03社の移行促進のための 取組のうち、周知について、「報告書2020では、『各事業者による周知が改正法の施行前後 と比較して低調になってきている』という指摘をしている。」(P19)、「総務省の利用者意 識調査では、適合契約に移行した利用者のうち、約4割の者が案内はなかったと回答してい る。」(P20)、「公正取引委員会令和3年度調査報告書では、『(略)通信事業者のこれま での取組が不十分であると考えられる』としている。」(同)といった状況であったことか ら、貴省におかれましては、当該周知・広報が既往契約の最終的な解消まで継続して実施さ れるよう関係事業者にご指導いただくとともに、社会全体の理解度向上のため、自らもこれ を積極的に実施していただきますようお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者において は、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り 組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、事業者と協力して利用者への周知・広報 に取り組み、できる限り令和5年末までに既往契約の解消を図 ることが望ましいと考えます。	無
意見5 契約期間のない既往契約について、総務省において状況を注視すべき。	考え方5	
「もとより契約期間（更新）のない既往契約は、適合契約への移行機会（更新）がなく、 制度的な解消は困難」（別紙1P7）であることから、「事業者において解消を図ることが望 ましい」（同）とされています。よって、貴省におかれましては、該当する利用者に対する 関係事業者からの移行促進の周知等、当該既往契約の解消に向けた継続的な取組みが十分に 行われているかを確認いただくとともに、その残存が公正な競争を阻害するおそれがない か、引き続き注視をお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者において は、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り 組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の 取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き 注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考え ます。	無